

日本は地球温暖化防止京都議定書を批准したが、短期戦略としては国際排出権取引をもつと活用しないと温暖化ガス排出量削減の目標達成は困難だ。また中期戦略としては米国の参加がどうしても必要であり、そのためには京都議定書を超えた新しい制度を検討すべきである。

国内文策では

日本は今、京都

書(以下 訂正書)を指すとした。議定書発効の鍵を握るロシアの動向は不透明であるが、発効は時間問題というのが大方の見方である。この場合、日本は二〇〇八年一二月二年(以下二〇一〇年)の年平均温暖化ガス排出量を基準年(一九九〇年)

経済教室

う。本稿ではまず議定書目標達成の対策（短期的戦略）を論じ、次に二〇一三年以降を視野に入れた対策（中期戦略）について考えを述べる。筆者が強調したいのは、これら戦略の同時並行的検討である。

政府は今年三月、環境と経済の両立、段階的アプローチ、企業・国民など全主体が一体となった取り組み、国際的連携確保の四つを基本方針とする地球温暖化対策推進大綱（以下新大綱）を策定し、議定書目標達成に向けて法律の改正・制定を着々と進めている。

や植林などいわゆる国内対策で賄い、それでも目標に届かなかった場合に国際排出権取引などの京都メカニズムを活用するというものである。

果たしてこれは可能か。結論を先に言えば、経済がよほど空洞化するという望ましくない状態にならない限り目標達成

### 議定書目標達成のための限界削減費用比較 (単位90年ドル/CO<sub>2</sub>1トンあたり)

	主要モデルの中央値	
	国内対策のみ	国際排出権取引実施
日本	90	
米国	49	19
欧洲	57	

(出典)IPCC第3次報告書を基に作成

実績の示録（かじゆ）最も大きい部門が民生ある以上、これは効果限られる。半面、炭素では削減の絶対量を保証することができない。といつて数年ごとに税額を変えるというのは最悪の税を巡る一連の論議見ても現実的でない。筆者が強調したいのは国際排出権取引の活用である。新大綱によれば、要削減量（一億六千五〇万CO<sub>2</sub>トン）のわずか二%を京都メカニズムで賄うこととされている。この参考になるのが、オランダの例である。オランダは必要削減量の五%を京都メカニズムに

は困難と思ふ。新大綱のもとの点に含みを持たなければ、一〇〇四年までには新大綱記載の対策で達成すべき結果を踏まえて必要であれば一〇〇五年以降の第一、第三ステップで新たな対策をとることとしている。これに関する環境税導入などの議論がにわかに現実味を帯びている。

筆者が強調したいのは、国際排出権取引の活用である。新大綱によれば、要削減量（一億六千五〇〇万 $\text{CO}_2$ ト）のわずか二%を京都メカニズムで賄うこととされているので参考になるのがランダの例である。オランダは必要削減量の五%を京都メカニズムに見ても現実的でない。

## 米の参加促す必要

当面は国際排出権取引で

を割り当てる、排出権取扱いを導入することである。しかしその国も「これを実施していない。これにより経済の規模を量的に規制することについて国民の合意が得られないからである。

しかば、下流（化石化燃料の消費段階）の排出権取扱いはどうか。目標と

が、日本は、このために、方針で、このために、  
資源を確保して、温暖化ガス削減プロジェクトから生じる排出権の国に競争入札による購入を始している。

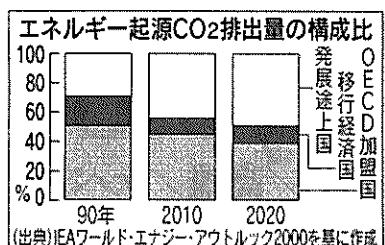
ここで日本の削減費を他国と比べると、表通り、明らかに日本がも多い。しかし、国際出権取引の実施により

賴〇ラオ。で一百必では を近率

手であるロシアは引き上げるであろう。ここは駆け引きがある。それでも海の購入の方が断然多い。もちろん歯を食つて削減につとめで新たな技術革化、ビジネスの機会を得ることは事実でかなりの程度国内

山口光恒

慶應義塾大學教科書



卷之三

議定書は今後百年にわたる温暖化対策の第一としての重要性は有るもの、もし二〇二〇年以降、中国やインドが始めた途上国が参加しなければ、大海の一歩であるのである。どうしてこのらかの形で途上国が必要であり、この間に米国の参加は必須である。

議定書は今後百年にわたる温暖化対策の第一としての重要性は、ものの、もし二〇二〇年以降、中国や印度らかの形で途上国が参加したければ、大海の一必要であり、この間に米国の参加は必須である。どうしてかは、いつもの如きの義務でも順守が不されたからこそ米国が脱したのである。もちろんこれまでの無策は大いに責められるべきだが、この義務をさらに強化するよな内容に米国が参加する制度が必要となる。

べき本と役に立つべき事項を、経済規模で減らすには原提案が最も効率的である。